

事 務 連 絡
令和2年3月2日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について

標記について、国土交通省直轄工事において別添のとおり対応することとして
おりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年3月2日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約管理官	殿
	企画部	技術開発調整官	殿
	営繕部	営繕調査官	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課	
		工事評価管理官	殿
		工事契約管理官	殿
国土技術総合研究所	営繕部	営繕計画課長	殿
国土地理院	総務部	契約財産管理官	殿
	総務部	契約管理官	殿

大臣官房 地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整室長
官庁営繕部管理課契約事務改善推進官
官庁営繕部計画課営繕計画調整官
北海道局 予算課経理指導官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について

標記については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、下記のとおり対応されたい。

記

1. ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって3月2日から15日までの間にヒアリングの実施を予定している場合、ヒアリングの必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を取るものとする。

- ① 3月16日以降にヒアリングを延期することが可能かどうかを検討する。
- ② ヒアリングを3月15日までに実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ③ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

2. 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号。以下「通知」という。）や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、例えば以下のように適宜柔軟な対応を行うこと。

- ・通知に基づいて工事等の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・通知に基づいて調査・設計等の業務の一時中止等を行ったことにより完了が年度を越える業務のうち、新年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

以上